

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
その翌日)

◇条

例

目 次

- 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例
- 鳥取県心身障害者対策協議会条例
- 交通遺児手当助成条例
- 敬老年金助成条例
- 鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例
- 鳥取県飼い犬管理条例
- 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例
- 鳥取県建設業許可等証明手数料条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

条 例

- 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県水産製品検査条例の一部を改正する条例
- 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立科学博物館設置条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入手数料条例を廃止する条例
- 鳥取県木炭検査条例を廃止する条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち農村地域工業導入促進法施行令（昭和四十六年政令第二百八十号）第五条に規定する地区（以下「適用地区」という。）内において、製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

(課税免除)

第二条 適用地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については、課税しない。

- 一 事業税 製造事業用設備（一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）でこれを構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が一千万円をこえるものをいう。以下同じ。）で、これを構成する減価償却資産のうちに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号の規定の適用を受ける設備を含むものを事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降三年間の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして農村地域工業導入促進法施行令第六条第一号の額の計算に

関する省令（昭和四十六年自治省令第二十一号）の規定により計算した額に対して課する額

- 二 不動産取得税 新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋で租税特別措置法第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号の規定の適用を受けるもの及びその敷地である土地の取得（法第五十一条の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

- 三 県が課する固定資産税 新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する償却資産で租税特別措置法第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号の規定の適用を受けるもの（法第五十一条の実施計画が定められた日以後において取得したものに限り。）に対し固定資産税を課することとなつた年度以降三年間各年度における当該固定資産に対して課する額

(課税免除の届出等)

第三条 前条の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、設備又はその敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から三十日以内に県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 事業の種類及び製品名
- 三 事業計画
- 四 設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

五 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第四条 前条第一項の規定による期限内に正当な理由なくして届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同条同項の届出をした者又は正当な理由なくして同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条の規定は、適用しないものとする。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県心身障害者対策協議会条例

(目的)

第一条 この条例は、心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第二項の規定に基づき、鳥取県心身障害者対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めること

を目的とする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 市町村の長

二 警察本部長

三 県の職員

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

交通遺児手当助成条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

交通遺児手当助成条例

(目的)

第一条 この条例は、交通遺児について手当を支給する市町村に対し助成を行なうことにより、交通遺児の健全な育成を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「交通遺児」とは、義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が交通事故（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）により死亡し、又は廢疾の状態（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）別表に定める程度の廢疾の状態をいう。以下同じ。）となつたもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が交通事故により死亡し、又は廢疾の状態となつた当時胎児であつた子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。

(助成)

第三条 知事は、市町村が交通遺児について手当を支給するときは、規則で定めるところにより、その支給に要する経費の二分の一を、当該市町村に対し、補助する。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

敬老年金助成条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

敬老年金助成条例

(目的)

第一条 この条例は、高齢者に年金を支給する市町村に対し助成を行なうことにより、高齢者に対して敬老の意を表するとともに、その福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「高齢者」とは、七十歳以上の者であつて、県内に住所を有するものをいう。

(助成)

第三条 知事は、市町村が高齢者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七十九条の二第六項において準用する同法第六十六条第二項の規定により扶養義務者の所得を理由として老齢福祉年金の支給が停止されている者に限る。）に対し年金を支給するときは、規則で定めるところにより、その支給に要する経費の二分の一を、当該市町村に対し、補助する。

附 則

この条例は、昭和四十七年五月一日から施行する。

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の二第二項の規定により知事又は県が同条第一項の許可に関する権限を行なう場合における同条第三項の手数料の額は、一件につき五百円とする。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県飼い犬管理条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県飼い犬管理条例

飼い犬管理条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十九号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、飼い犬が人畜その他に害を加えることを防止し、も

つて公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 飼い主 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者)をいう。

二 飼い犬 飼い主がある犬をいう。

三 けい留 飼い犬を丈夫な綱、くさり等で固定したものにつなぎ、拘束しておくことをいう。

(けい留の義務)

第三条 飼い主は、飼い犬を人畜その他に害を加えないようにけい留しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 飼い犬をおり又は囲い等の障壁の中で管理するとき。

二 人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

三 警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。

四 その他規則で定める場合

(遺棄の禁止)

第四条 飼い主は、その飼い犬を捨ててはならない。

(管理の表示)

第五条 飼い主は、規則で定めるところにより、門戸又は他人の見やすい場所に、飼い犬を管理している旨の表示をしておかなければならない。

(遵守事項)

第六条 飼い主は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 飼い犬が道路、公園その他の公共の場所若しくは施設又は他人の土地若しくは物件を損傷し、又は汚染しないようにすること。
- 二 飼い犬を管理する場所を常に清潔にすること。
- 三 その他飼い犬が人畜その他に害を加えないように管理すること。

(届出)

第七条 飼い主は、その飼い犬が人をかんだことを知ったときは、直ちにその旨を所轄の保健所の長に届け出なければならない。

(措置命令)

第八条 知事は、飼い犬が人畜その他に害を加えたとき、又はそのおそれがあるとき、その飼い主に対し、飼い犬に口輪をつけることその他必要な措置をとることを命ずることができる。

(抑留等)

第九条 知事は、第三条の規定に違反してけい留されていない飼い犬があると認めるときは、これを抑留することができる。

2 知事は、前項の抑留を行なうため、その職員に、その飼い犬を捕獲させることができる。

3 前項の規定により飼い犬を捕獲する職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者が拒んだときは、この限りでない。

4 第二項の規定により飼い犬を捕獲する職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 知事は、第一項の規定により飼い犬を抑留したときは、飼い主の知れているものについてはその飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の知れていないものについては規則で定めるところによりその旨を二日間公示しなければならない。

6 知事は、飼い主が前項の通知を受け取つた後又は同項の公示期間満了の後一日以内にその飼い犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主がその旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

7 第一項の規定による飼い犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用は、飼い主の負担とする。

(立入調査)

第十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、飼い主の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により立入調査をする職員について準用する。

3 第一項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十一条 第八条の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反した者

三 第五条の規定に違反した者

四 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十条の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の飼い犬管理条例の規定によつてした処分又は届出は、改正後の鳥取県飼い犬管理条例の相当規定によつてした処分又は届出とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第九号

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例

鳥取県家畜保健衛生所条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十六号)の全部を改正する。

(名称、位置及び管轄区域)

第一条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥 取 市	鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	倉 吉 市	倉吉市 東伯郡
鳥取県米子家畜保健衛生所	米 子 市	米子市 境港市 西伯郡 日野郡

(衛生所の施設の利用)

第二条 知事は、獣医師に衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

(手数料の徴収)

第三条 衛生所において行なう診療その他の業務については、昭和三十年農林省告示第七百七十八号に基づく家畜共済診療点数表のB種欄により算定した額により手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県建設業許可等証明手数料条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県建設業許可等証明手数料条例

建設業者登録証明手数料条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第六号)の全部を改正する。

(手数料の徴収)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による建設業の許可又は建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)による改正前の建設業法第八条第一項の規定による建設業者の登録の証明については、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 前条の手数料の額は、証明書一通につき百円とする。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、七〇一人」を「三、七八四人」に、「三、二五三人」を「三、三一七人」に、「四四八人」を「四六七人」に改め、同項第五号中「一七五人」を「一八八人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号を次のように改める。

二十三 狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当

第二条に次の一号を加える。

四十三 ダム管理業務従事職員の特殊勤務手当

第七条第一項中「福祉事務所」の下に「、身体障害者更生相談所」を加える。

第十七条第二項中「八百円」を「千二百円」に改める。

第十八条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の手当の月額は、当該職員が受ける給料月額に百分の十を乗じて得た額(その額が六千円に満たないときは、六千円)とする。

第二十四条第二項中「百分の七」を「百分の十」に改める。

第二十八条第二項中「百円」を「百三十円」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十九条 狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診又は捕獲等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百三十円とする。

第三十三条第二項中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

第三十八条第二項中「百分の七」を「百分の十」に改める。

第四十一条第二項中「三千円」を「三千五百円」に改める。

第四十六条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第五十一条を第五十二条とし、第五十条第三項の表中

ダム建設業務

従事職員の特殊勤務手当

高所作業従事職員の特殊勤務手当
深所作業従事職員の特殊勤務手当
坑内作業従事職員の特殊勤務手当

を

ダム管

ダム建

設業務従事職員の特殊勤務手当

高所作業従事職員の特殊勤務手当
深所作業従事職員の特殊勤務手当
坑内作業従事職員の特殊勤務手当

に改め、

理業務従事職員の特殊勤務手当

高所作業従事職員の特殊勤務手当
深所作業従事職員の特殊勤務手当
坑内作業従事職員の特殊勤務手当

同条を第五十一条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

(ダム管理業務従事職員の特種勤務手当)

第五十条 ダム管理業務従事職員の特種勤務手当は、ダム管理事務所に勤務する職員がダムの管理業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三第二項第一号中「二万四千円」を「十一万四百円」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年十一月一日から適用する。

(通算退職年金の額の引上げに関する経過措置)

第二条 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第二項第一号の規定は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

(通算退職年金の受給資格の特例の経過措置)

第三条 県吏員等が昭和三十七年十二月一日前に退職した場合において、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の規定及び第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの条例の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。
別表第三

使用区分	金 額	
	小居室	一人で使用する場合
	二人で使用する場合	一人月額 二四、六〇〇円
大居室	一人で使用する場合	一人月額 二六、六〇〇円
	二人で使用する場合	一人月額 二五、六〇〇円
	三人で使用する場合	一人月額 二五、六〇〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に一人月額四五五円を

加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(在寮者に対する配慮)

2 この条例の施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表の四尿検査(定性)を次のように改める。

四 尿試験

1 一般定性試験

一成分につき 二十円

2 水素イオン濃度又は比重試験

一件につき 二十円

別表の五環境衛生試験中

5	騒音測定	"	"
6	温度条件測定	"	"
7	環境衛生総合試験	"	"

「5 紫外線測定

50円	騒音測定	"	50円
50円	振動測定	"	50円
50円	温度条件測定	"	50円

「7 煙道ばい煙等測定

1000円	煙道ばい煙等測定	1成分につき	1000円
2000円	環境衛生総合試験	一件につき	2000円

「9 環境衛生総合試験

2000円	環境衛生総合試験	一件につき	2000円
-------	----------	-------	-------

別表の六水質試験及び七食品衛生試験を次のように改める。

六 水質試験

1 飲用水

(一) 一般試験

(1)	理化学的試験	一件につき	400円
(2)	細菌学的検査	"	200円

(二) 成分試験

(1)	定性試験	1成分につき	100円
(2)	定量試験	"	200円

(三) 簡易水道用水及び上水道用水試験

(1)	全項目試験	一件につき	300円
(2)	定例試験	"	300円

2 下水、河川水等

(一) 一般試験

(1)	理化学的試験	一件につき	200円
(2)	細菌学的検査	"	500円

(二) 成分試験

(1)	定性試験	1成分につき	100円
(2)	定量試験	"	300円

3 浴水

(一) 理化学的試験

(1)	理化学的試験	一件につき	150円
(2)	細菌学的検査	"	200円

七 食品衛生試験

1 食品成分規格試験（食品残留農薬試験を除く。）

(一) 乳

(1)	理化学的試験	一件につき	800円
(2)	細菌学的検査	"	500円

(二) 乳製品

(1)	理化学的試験	一件につき	100円
(2)	細菌学的検査	"	500円

(三) 清涼飲料水及び粉末清涼飲料

(1)	理化学的試験	一件につき	100円
(2)	細菌学的検査	"	500円

(四) 氷雪及び氷菓

(1)	理化学的試験	一件につき	800円
(2)	細菌学的検査	"	500円

(五) その他の食品

十二 化粧品試験	る。 別表の十二化粧品試験及び十三ウイルス分離同定検査を次のように改める。	1 理化学的試験	一件につき	千円
		(2) 細菌学的検査	〃	五百円
		2 食品残留農薬試験	一件につき	一万円
		(一) 成分規格試験	一件につき	千円
		(二) その他の試験	一成分につき	千円
		3 食品一般試験		
		(一) 理化学的試験	一成分につき	二百円
		(1) 定性試験	〃	八百円
		(2) 定量試験	一件につき	五百円
		(二) 細菌学的検査	一成分につき	三百円
		(三) 栄養成分定量試験	〃	千円
		(四) ビタミン定量試験	一件につき	四百円
4 添加物試験				
(一) 成分規格試験	一件につき	二千円		
(二) 使用基準試験	一成分につき	八百円		
5 器具、容器包装等試験				
(一) 規格基準試験	一件につき	千円		
(二) 物理的試験	〃	二百円		
(三) 化学的試験	一成分につき	三百円		
(四) 細菌学的検査	一件につき	五百円		

- 1 原料基準規格試験 一件につき 二千円
- 2 定性試験 一成分につき二百五十円
- 3 定量試験 〃 五百円
- 十三 ウイルス検査
- 1 分離同定検査 一種目につき 千五百円
- 2 血清学的検査 一抗原につき 三百円

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「六千円」を「一万二千円」に、「七千二百円」を「一万四千四百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)

の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県食品加工研究所において行なう分析、試験その他食品に関する研究等又は各種証明書の交付については、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 前条の手数料の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区	分	金額	
		分析	金額
1 定性分析	(一) 一般定性分析	一成分につき	二百円
	(二) 特殊定性分析	一成分につき	三百円
2 定量分析		一成分につき	三百円

二 試験	1 防ばい試験、貯蔵試験又は吸湿試験	一成分につき	三百円
	2 酵素試験又は微生物試験	一件につき	千円
三 測定	1 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定	一件につき	二百円
	2 細菌数の測定	一件につき	五百円
	3 その他の測定	一件につき	百円
四 検定	1 官能による検定	一件につき	二百円
	2 その他の検定	一件につき	三百円
五 研究	各種研究	そのつ度知事が定める額	
	各種証明書	一通につき	五十円
六 証明書	各種証明書	一通につき	五十円

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県水産製品検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県水産製品検査条例の一部を改正する条例

鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改め、「日本農林規格」の下に「(以下「日本農林規格」という。)」を加える。

第四条第二項中「法第十六条第二項及び」を「法第十四条第三項又は」に、「証票又は証印(以下「証票等」という。)」を「特別な表示(以下「格付けの表示」という。)」に改める。

第十条を次のように改める。
(格付けの表示の禁止)

第十条 検査員以外の者は、水産製品又はその包装若しくは容器に格付けの表示(法第十四条第一項の規定による格付けの表示を除く。次項及び次条において同じ。)を附してはならない。

2 何人も、水産製品又はその包装若しくは容器に格付けの表示と紛らわしい表示を附してはならない。

第十一条中「証票等」を「格付けの表示」に、「まつ消した」を「除去し、又はまつ消した」に改める。

第十二条中「証印」を「格付けの表示」に改める。

第十四条中「第十条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

名 称	位 置	戸 数	一月の家賃額
城南特別県営住宅	鳥取市田園町二丁目	三二	一〇、〇〇〇円
上福原第一特別県営住宅	米子市上福原	三二	一一、四〇〇円
寿特別県営住宅	鳥取市西品治	四八	一三、一〇〇円
上福原第二特別県営住宅	米子市上福原	一九	一三、六〇〇円

附 則
この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九千六百円」を「一万四千四百円」に、「一万三千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改める。

第三条第三項の表中「七千円」及び「六千円」を「九千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及びその納付の方法については、改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（編入学等をした者に係る授業料の額の特例）

3 この条例の施行の日以後において、編入学、再入学、転学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立科学博物館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

鳥取県立科学博物館設置条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立科学博物館設置条例の一部改正)

第一条 鳥取県立科学博物館設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

この条例中「科学博物館」を「博物館」に改める。

(鳥取県立科学博物館協議会に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立科学博物館協議会に関する条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「科学博物館」を「博物館」に改める。

第二条中「十人」を「二十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「科学博物館」を「博物館」に改める。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八七五人」を「九〇五人」に、「三二人」を「三三人」に、「五七人」を「五九人」に、「二六七人」を「二九三人」に、「五二〇人」を「五二一人」に、「二一八人」を「二二一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第

三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「境港外港地区 百五十四ヘクタール」を

境港外港地区	百五十四ヘクタール
米子港旗ヶ崎地区	四十ヘクタール

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入手数料条例を廃止する条例

鳥取県種雄畜の精液譲渡手数料及び精液注入手数料条例(昭和三十九年十月鳥取県条例第五十五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県木炭検査条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県木炭検査条例を廃止する条例

鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】